

年金法令・制度運営（問題）

【注意】

不鮮明な記載・判読困難な記載については、採点の対象としないので、解答に当たっては注意すること。特に、記号の記載に際しては、判別が困難な事例が散見されるので、特に注意のこと。

（例. 「ウ」と「ク」、「シ」と「ツ」、「チ」と「テ」、「ケ」と「ク」、「ス」と「ヌ」）

問題1. 次の設問1から設問8の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。
なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。（25点）

設問1. 次は、「積立上限額を超える場合の掛金の控除」に関する記述である。

「確定給付企業年金法」

（積立上限額を超える場合の掛金の控除）

第六十四条 事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が次項に規定する積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、第五十五条第三項に定めるところにより算定した掛金の額から厚生労働省令で定めるところにより控除しなければならない。この場合において、当該控除すべき額が同項に定めるところにより算定した掛金の額以上となったときは、当該事業主等に係る掛金については、同条第一項の規定は、適用しない。

2 積立上限額は、当該確定給付企業年金の（ A ）を長期間にわたって確実に確保することができる積立金の水準を上回る額として、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。

「確定給付企業年金法施行規則」

（積立上限額を超える場合の掛金の控除額）

第六十条 法第六十四条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次のいずれかの額とする。

一 当該事業年度の末日において積立金の額が法第六十四条第二項に規定する積立上限額（以下「積立上限額」という。）を上回った額のうち未だ控除していない額に、当該未だ控除していない額に係る当該事業年度の末日から（ B ）までの期間に応ずる利子に相当する額（以下この条において「利子相当額」という。）を加算した額又は控除前の掛金の額のいずれか（ C ）

二 次条第一号の控除を開始するときから（ D ）までの期間において、積立金の額が積立上限額を上回った額と当該上回った額に係る利子相当額の合計額を掛金の額から均等に控除する場合の額又は控除前の掛金の額のいずれか（ C ）

2 前項の利子相当額の計算に用いる利率は、（ E ）における下限予定利率とする。

(掛金の控除の方法)

第六十一条 法第六十四条第一項の掛金の額からの控除は、規約で定めるところにより、前条の規定により算定した額を次のとおり控除するものとする。

- 一 遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に抛出する掛金の額から控除を開始すること。
- 二 掛金の一部を加入者が負担している場合にあつては、当該掛金の額からの控除後に加入者が負担する掛金の額が当該加入者に係る当該掛金の額からの (F) を超えないこと。

(積立上限額の算定方法)

第六十二条 当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額とする。

- 一 次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額
 - イ 予定利率は、(E) における下限予定利率とすること。
 - ロ 予定死亡率は、基準死亡率に、次に掲げる加入者、加入者であつた者又はその遺族等の区分に応じそれぞれ定める率を乗じた率とすること。
 - (1) 加入者 零
 - (2) 男子であつて、加入者であつた者又はその遺族 ((4) に掲げる者を除く。) (G)
 - (3) 女子であつて、加入者であつた者又はその遺族 ((4) に掲げる者を除く。) (G)
 - (4) 障害給付金の受給権者 一・〇 ((1) に掲げる者を除く。)
 - ハ その他の基礎率は、(H) で用いた基礎率とすること。
- 二 当該事業年度の最低積立基準額

【選択肢】

(ア) 〇・七二	(イ) 〇・七六	(ウ) 〇・八四	(エ) 〇・八六
(カ) 下回った額	(ク) 上回った額	(キ) 大きい額	(ク) 小さい額
(ケ) 控除が終了する日	(コ) 控除した額	(サ) 財政状況の健全性	(シ) 健全な財政状況
(ス) 安定した年金財政	(セ) 控除する日	(ソ) 当該事業年度の翌々事業年度の末日	
(タ) 加算した額	(チ) 当該財政決算	(ツ) 当該事業年度の翌事業年度の末日	
(テ) 控除前の掛金の額	(ト) 控除後の掛金の額	(タ) 控除前の掛金の額の二分の一	
(ニ) 財政の安定性	(ヌ) 当該財政検証	(ネ) 控除後の掛金の額の二分の一	
(リ) 前回の財政計算	(ハ) 当該事業年度	(ヒ) 当該事業年度の末日	
(ロ) 当該事業年度の翌事業年度		(ハ) 当該事業年度の翌々事業年度	

設問2. 次は、「確定給付企業年金法施行規則」に規定する「給付減額の理由」に関する記述である。

(給付減額の理由)

第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者をいう。以下同じ。）及び加入者であった者（以下「受給権者等」という。）の給付（加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。）の額を減額する場合にあつては、第（ A ）号、第五号及び第六号に掲げる理由とする。

一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）において（ B ）が変更され、その変更に基づき（ C ）の見直し（リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金をリスク分担型企業年金に変更すること（次号及び第五号並びに第十二条第一号及び第二号において「リスク分担型企業年金開始変更」という。）、リスク分担型企業年金をリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金に変更すること（次号及び第六号並びに第十二条第一号及び第二号において「リスク分担型企業年金終了変更」という。）及び次に掲げる事由によりリスク分担型企業年金に係る見直しを行うこと（次号において「リスク分担型企業年金統合等変更」という。）を含む。）を行う必要があること。

(中略)

二 実施事業所の（ D ）の悪化又は掛金の額の（ E ）により、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額すること（リスク分担型企業年金開始変更、リスク分担型企業年金終了変更又はリスク分担型企業年金統合等変更を行った結果、給付の額が減額されることとなる場合を含む。次号において同じ。）がやむを得ないこと。

三 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合する場合、法第七十九条第二項又は第八十一条第二項の規定により事業主が給付の支給に関する権利義務を承継する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

四 給付の額を減額し、当該事業主が拠出する掛金のうち給付の額の減額に伴い減少する額に相当する額を（ F ）（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第三項第七号に規定する（ F ）をいう。）に充てること又は法第八十二条の二第一項の規定により、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金（確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。）の（ G ）（同条第七項第一号ロに規定する（ G ）をいう。以下同じ。）に移換すること。

(以下略)

【選択肢】

(ア) 一	(イ) 二	(ウ) 三	(エ) 四
(カ) 会計状況	(ク) 経営状況	(ケ) 財政状況	(コ) 財務状況
(ク) 一定の資格	(コ) 就業規則	(サ) 給付の設計	(シ) 加入者の範囲
(ス) 労働協約等	(セ) 企業年金規約	(ソ) 掛金	(タ) 労働条件
(チ) 大幅な増加	(ツ) 大幅な上昇	(テ) 増加	(ト) 上昇
(ナ) 記録管理機関	(ニ) 事業主掛金	(ヌ) 確定拠出年金掛金	(ネ) 拠出金
(ノ) 運用管理機関	(ハ) 加入者掛金	(ヒ) 運営管理機関	(フ) 資産管理機関

設問3. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「IAS19に関する数理実務基準」に規定する「割引率（数理上の仮定）」に関する記述である。

18. 割引率（数理上の仮定）

割引率の仮定の（ A ）について依頼主に助言を行うにあたって、会員は、IAS19の要求を考慮する。IAS19は、割引率は、測定日における優良社債の市場の利回りを反映するものであり、そのような市場の厚みがない場合には、（ B ）の市場の利回りを反映するものであり、これらの債券は、employee benefit obligationの通貨及び見積り期間と整合していることを要求している。IAS19の要求を満たす割引率を得るために、会員が用いる方法として、例えば、次がある。

① イールドカーブ

会員は、給付の予測されるキャッシュフローを割引くために、（ C ）のイールドカーブを提示する。会員は、測定日の債券の利回りデータから適切なイールドカーブを作成する場合がある。あるいは、会員は、IAS19の割引率選択の目的に対して適切であると会員が判断した（又は、適切なものとなるように、会員が補正した）第三者が作成したイールドカーブを適用する場合がある。第三者が作成したイールドカーブを適用するにあたっては、会員は、第12項「他者への依拠」に従う。

a. 債券ユニバース

イールドカーブを作成する、又は、第三者のイールドカーブの（ D ）を評価するにあたって、会員は、債券ユニバースの特徴（社債の場合は、格付けを含む）を考慮する。さらに、外れ値（同様の格付けや同様の残存年数の債券の利回りと比較して、大幅に異なる利回りのもの）や、（ E ）のような特殊な性質を持つ債券については、調整を検討する。

b. カーブ・フィッティング、補間、補外 (略)

この方法を用いるにあたって、対象企業がIFRS財務報告の開示に用いるために、会員は、イールドカーブに基づく単一の加重平均の割引率を算定する場合がある。

② イールドカーブに基づく単一の加重平均の割引率

会員は、次の方法で算定する単一の加重平均の割引率を提示する。

a. 測定日までの勤務期間に帰属される給付について、測定日以降のキャッシュフローを予測する。

b. 適切なイールドカーブ（①に記載のイールドカーブ）を適用して、aで予測されたキャッシュフローの（ F ）を算定する。

c. b で得られた (F) と実質的に同一の (F) が算定される単一の加重平均の割引率を算定する。

③ 代替的な方法

会員は、上述以外の代替的な方法を用いることが考えられる。その場合には、会員は、その方法の基礎となるデータと仮定、及び、その方法を適用することが適切である状況を理解する。代替的な方法では、測定日までの勤務期間に帰属される給付について予測されるキャッシュフローのデュレーションだけではなく、その形状（期間全体にわたって滑らかかどうか、凸凹しているかどうか）も考慮する。例えば、会員は、(G) 及び (H) を考慮して、専門家の合理的な判断に基づいて、②の単一の加重平均の割引率に近似する単一の割引率を提示することが考えられる。

【選択肢】

(ア) 国債	(イ) 社債	(ウ) 選択	(エ) 選定
(カ) 単一	(ク) 複数	(キ) 安全性	(ク) 公社債
(ケ) 合理性	(コ) 重大性	(ク) 信頼性	(シ) 相当性
(ケ) 対称性	(セ) 対比性	(リ) 適合性	(リ) 適切性
(チ) 類似性	(ツ) 重要性	(ヘ) 政府債	(ロ) 妥当性
(チ) 比例性	(ニ) 保障特約	(ス) 補償特約	(ロ) 保証特約
(リ) 償還特約	(ハ) スポットレート	(ヒ) 退職給付債務	(リ) 現在価値
(ハ) 給付現価	(ホ) フォワードレート	(マ) 選定又は合理性	(シ) 勤務費用

設問4. 次は、「退職給付に関する会計基準の適用指針」に規定する「退職給付見込額の見積り」に関する記述である。

退職給付見込額の見積り

7. 会計基準第18項の退職給付見込額は、(A) ごとに、従業員に支給されると見込まれる退職給付額に退職率(第26項参照)及び死亡率(第27項参照)を加味して見積る。
退職給付見込額の計算において、退職事由(自己都合退職、会社都合退職等)や支給方法(一時金、年金)により給付率が異なる場合には、原則として、退職事由及び支給方法の発生確率を加味して計算する。
なお、期末時点において受給権を有していない従業員についても、退職給付見込額の計算の対象となる。
8. 退職給付見込額の見積りにおいては、「合理的に見込まれる退職給付の(B)には、予想される昇給等が含まれる」(会計基準(注5))ため、予想昇給率等(第28項参照)を見積ることが必要である。したがって、退職給付額が給与に比例して(給与の一定部分に比例している場合も含む。)定められている退職給付制度の場合には、給与が将来どのように上昇するかを推定し、それに基づき算定された昇給額を反映して退職給付見込額を見積る。

(予定退職加算金)

9. 年齢加算金及び役職又は資格に応じて加算される資格加算金等、一定要件を満たした場合に退職給付額に加算される給付金は、年齢等一定要件を満たすことが合理的に予測できる場合にのみ退職給付見込額の見積りに含める。

((C) 割増退職金)

10. 一時的に支払われる(C) 割増退職金は、勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生した退職給付という性格を有しておらず、むしろ将来の勤務を放棄する代償、失業期間中の補償等の性格を有するものとして捉えることが妥当であるため、退職給付見込額の見積りには含めず、従業員が(C) 退職金制度に応募し、かつ、当該金額が(D) 時点で費用処理する。

退職給付見込額の期間帰属

11. 会計基準第19項では、退職給付見込額の期間帰属方法として、次の2つの方法の選択適用が認められている。
 - (1) 退職給付見込額について(E)で除した額を各期の発生額とする方法(以下「期間定額基準」という。)
 - (2) 退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法(以下「給付算定式基準」という。)
12. 給付算定式基準を適用する場合、給付算定式に基づく退職給付の支払が(F)までの勤務を条件としているときであっても、当期までの勤務に対応する債務を認識するために、当該

給付を各期に期間帰属させる。なお、この場合には、従業員が当該給付の支払に必要となる将来の勤務を提供しない可能性を退職給付債務及び勤務費用の計算に反映しなければならない（〔設例2〕）。

13. 給付算定式基準を適用する場合における、会計基準第19項(2)なお書きの「当該期間」とは、次の期間をいうものとする（〔設例2〕）。

- (1) 従業員の勤務により、はじめて退職給付を生じさせる日から（当該給付の支払が、将来のさらなる勤務を条件としているか否かに関係しない。）
- (2) それ以降の勤務により、それ以降の（ G ）を除けば、重要な追加の退職給付が生じなくなる日まで

【選択肢】

(ア) 事由発生見込時期	(イ) 給付支払見込時期	(ウ) 予想退職時期	(エ) 予想資格喪失時期
(カ) 金融経済的要素	(ク) 人口統計的要素	(キ) 財務的要因	(ク) 構成要因
(ケ) 経済的要因	(コ) 変動要因	(ク) 定年前退職	(シ) 早期
(ク) 特別退職	(セ) 希望退職	(リ) 後期	(タ) 支払われる
(チ) 合理的に見積られる	(ツ) 確定した	(テ) 申し込み	(ト) 勤務期間
(チ) 勤務年数通算期間	(ニ) 定年までの期間	(ス) 全勤務期間	(ネ) 給付される期間
(リ) 特定の期間	(ハ) 将来の一定期間	(ヒ) 受給資格取得	(フ) 勤務年数の影響
(ヘ) 退職事由の影響	(ホ) 昇給の影響	(マ) 再評価の影響	(ニ) 割引の影響

設問5. 次は、国民年金基金に関する記述である。

- ・国民年金基金は、「全国国民年金基金」と（ A ）つの職種別に設立された「職能型国民年金基金」の2種類がある。
- ・職能型国民年金基金に加入できるのは、基金ごとに定められた事業または業務に従事する国民年金の第（ B ）号被保険者である。
- ・国民年金基金の付加型である2口目以降の老齢年金の給付の型として、保証期間が10年のものは（ C ）種類、保証期間が15年のものは（ D ）種類ある。
- ・国民年金基金の加入員資格を60歳到達前に喪失した者で加入員期間が（ E ）年未満の者については、国民年金基金連合会に年金資産を移し、加入していた国民年金基金に代わって国民年金基金連合会から支給される。
- ・令和6年4月に30歳で加入した者の1口目の年金月額（基本額）は（ F ）万円である。

【選択肢】

(ア) 1	(イ) 2	(ウ) 3	(エ) 4
(オ) 5	(カ) 6	(キ) 7	(ク) 8
(ケ) 9	(コ) 10	(サ) 11	(シ) 12
(ス) 13	(セ) 14	(ソ) 15	(タ) 16
(チ) 17	(ツ) 18	(テ) 19	(ト) 20

設問6. 次は、「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」に規定する「企業型年金加入者掛金」に関する記述である。

3. 企業型年金加入者掛金に関する事項

(1) (略)

(2) 企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出できることを企業型年金規約に定める場合は、企業型年金加入者掛金を拠出するか、個人型年金に加入し個人型年金加入者掛金を拠出するかを(A) 決定できるものでなければならないこと。ただし、企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は個人型年金に加入することができないこと。また、個人型年金に加入し個人型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は企業型年金加入者掛金を拠出することができないこと。

(3) 企業型年金加入者掛金の額は、複数の具体的な額から選択できるようにしなければならないこと。ただし、実施する企業型年金が(B) である場合は、企業型年金加入者掛金の額を単一のものとすることも可能であること。

(4) (略)

(5) 企業型年金加入者掛金の拠出の方法について、企業型掛金拠出単位期間を令第10条の4ただし書の規定により区分した期間(以下この(5)から(8)までにおいて「拠出区分期間」という。)を定める場合は、拠出区分期間は月単位で区分するものとし、(C) の拠出区分期間を選択できるようにすること。なお、平成30年1月より前から企業型年金加入者掛金を拠出することができる企業型年金にあっては、当該選択として毎月の拠出区分期間を含めるなど、従来の毎月拠出による拠出方法を踏まえ、(D) を十分に行った上で定めること。

(6) 企業型年金加入者掛金の額及び拠出区分期間の変更に関する取扱いは、以下のとおりであること。

① 企業型年金加入者掛金の額及び拠出区分期間は、企業型掛金拠出単位期間につき(E) 変更することができるものであること。

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ 令第6条第4号ハ又は確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号。以下「施行規則」という。)第4条の2第1号から第3号に掲げる場合は、あらかじめ、企業型年金規約に定めるときは、加入者から事業主に対する変更の(F) は不要であること。ただし、企業型年金加入者掛金の額を(F) なしに変更を行った場合は、当該加入者に対し速やかにこれを報告するものであること。

⑥ (略)

(7) (略)

(8) (略)

【選択肢】

- | | | |
|-----------------|--------------|--------------------|
| (ア) 自らの意思により | (イ) 諸条件を勘案して | (ウ) 事業主との協議により |
| (エ) 将来計画を策定した上で | | (オ) 簡易な基準に基づく企業型年金 |
| (カ) 簡易型企業型年金 | (キ) 簡易な基準 | (ク) 簡易企業型年金 |
| (コ) 二以上 | (ク) 三以上 | (ケ) 一以上 |
| (セ) 労使による協議 | (ソ) 加入者への説明 | (シ) 複数 |
| (チ) それぞれ1回のみ | (ツ) あわせて1回のみ | (ス) 従業員への説明 |
| (ト) あわせて2回以内のみ | | (タ) 運営管理機関等との協議 |
| (ヌ) 通知 | (ネ) 指図 | (テ) それぞれ2回以内のみ |
| | | (ト) 申出 |
| | | (ニ) 指示 |

設問7. 次は、2019（令和元）年財政検証結果レポート「国民年金・厚生年金の財政の見通し」の「経済前提の設定」に関する記述を抜粋したものである。

公的年金の財政の将来見通しを作成するにあたっては、人口に関する前提のほか、経済状態に対応した報酬の上昇や（ A ）、（ B ）スライド等を将来推計に織り込むため、（ B ）上昇率、（ A ）上昇率、（ C ）の3つ経済要素を経済前提として設定する必要がある。

（1）収入、支出の計算スキームにおける経済前提の役割

年金給付の将来見通しの作成に当たって、年金額は毎年度、（ B ）、（ A ）の変動に応じて改定されることが基本であるため、年金改定率の将来見通しのため（ B ）上昇率、（ A ）上昇率が用いられる。また、2階部分の報酬比例年金は被保険者であった期間の（ D ）に比例し支給される仕組みであるため、（ D ）の将来推計のためにも（ A ）上昇率が用いられる。

保険料収入の将来見通しについてみると、厚生年金は被保険者の標準報酬の一定割合（（ E ）%）で保険料が賦課されるため、報酬比例年金と同様に（ D ）の将来推計にあたって（ A ）上昇率が用いられる。また、国民年金の保険料は（ A ）スライドする仕組みであるため、ここでも（ A ）上昇率、（ B ）上昇率が用いられる。

さらに、国庫負担の将来見通しは（ F ）の一定割合で計算され、（ C ）を用いて積立金の運用収入の将来見通しが計算されている。このようにして公的年金の収入、支出の将来見通しが作成される。

（以下、略）

【選択肢】

(ア) マクロ	(イ) 経済	(ウ) 人口	(エ) 物価
(カ) 報酬	(ク) 賃金	(キ) 収入	(ケ) 所得
(ク) 一時金給付	(コ) 年金給付	(ク) 年金改定率	(シ) 基礎年金給付
(ス) 保険料拠出期間	(セ) 報酬比例給付	(リ) 保険料改定率	(タ) 運用収入
(フ) 運用利回り	(ツ) 保険料収入	(テ) 標準報酬	(ト) 再評価率
(ト) 被保険者数	(ニ) 労働人口	(ス) 受給者数	(ネ) 国民年金基金
(リ) 16.3	(ハ) 18.3	(ヒ) 20.3	(フ) 24.3

設問8. 次は、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「行動規範」に関する記述である。

(業務責任の明示)

第7条 会員は、業務の（ A ）を報告するにあたり、それがどの顧客のためのものであるか及び自己がどのような立場でその業務を遂行したかを確認しなければならない。

2 会員は、業務の（ A ）を報告するにあたり、自己がその職責を負うことを明示しなければならない。会員は、顧客又は所属法人等に対して、業務の（ B ）、適用した手法およびデータに関する補足の情報や説明を提供するために、自己又は他の情報源が利用できる（ B ）を示さなければならない。

【選択肢】

(ア) 手法	(イ) 状況	(ウ) 結果	(エ) 目的	(オ) 前提
(カ) 範囲	(キ) 権限	(ク) 内容	(ク) 計算	(コ) 妥当性

問題2. 次は、令和6年12月1日より適用される通知「確定拠出年金制度について」の別紙「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」に定める「事業主掛金に関する事項」の記述である。以下の設問にそれぞれ解答せよ。(8点)

2. 事業主掛金に関する事項

(1) 「定額」の内容

事業主掛金について、「定額」とする場合には、基本的には、当該企業型年金加入者の全員が同額の事業主掛金額となるようにしなければならないこと。ただし、確定給付企業年金等他制度の加入の有無等により、一定の企業型年金加入者に係る拠出限度額がその「定額」を(A)場合は、当該企業型年金加入者についてはこの限りでない。なお、当該企業型年金加入者については、公平性の観点から、(B)と同額の事業主掛金額となるようにしなければならないこと。

(2) (略)

(3) 「その他これに類する方法」の内容

法第4条第1項第3号中の「その他これに類する方法」とは、(C)をいうものであること

(4) (略)

(5) 労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型年金の個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組みを実施するに当たっては、(略)にも影響する可能性を含めて、事業主は従業員に正確な説明を行う必要があること。

(以下略)

設問1. A~Bの空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

設問2. Cの空欄に入る内容を簡記せよ。

設問3. 下線部分について、厚生労働省の「確定拠出年金Q&A」には具体的にどのような事項を説明すべきと記載されているか簡記せよ。

問題3. 公的年金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(8点)

設問1. 老齢厚生年金を受給されている者が厚生年金保険の被保険者であるときに、受給されている老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額に応じて年金額の支給停止(在職老齢年金による調整)が行われる場合がある。

令和6年度において、在職老齢年金による調整が適用される条件は何か。また、当該調整が適用される場合、当該適用後の年金月額はどのように計算されるか簡記せよ。

設問2. 令和6年10月から短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大が実施される。ここで言う、「短時間労働者」の要件を明らかにするとともに、令和6年10月前後でどのように変わるか簡記せよ。

設問3. 令和4年10月1日以降に開始した育児休業等の期間について、社会保険料が免除となる要件を簡記せよ

設問4. 短期間労働者への公的年金の適用においては、所謂、「年収の壁」に収まるように就業を調整することに対する対応策が議論されている。以下の2つの「年収の壁」についてそれぞれ概要及び判定基準の算定対象となる給与の種類を簡記せよ。

① 年収130万円の壁

② 年収106万円の壁

問題4. 確定給付企業年金に関する規定について、以下の設問にそれぞれ解答せよ。(6点)

設問1. 次は、「確定給付企業年金法施行規則」中の、掛金に関する規定の抜粋である。以下のA~Dの空欄に入る語句・文章をそれぞれ記載せよ。なお、当該通知に記載してあった、関係法令条項の記載は省略している。

(掛金の額の計算に関する基準)

第四十五条(略)

2 前項の標準掛金額とは、給付に要する費用(第四十三条の規定に基づき計算した通常予測給付額のうち計算基準日後の加入者であった期間となると見込まれる期間に係るものに限る。第二号において同じ。)に充てるため事業主が拠出する掛金の額であって、原則として、将来にわたって平準的に、かつ、加入者となる者に係る第一号の額が第二号の額を下回らないように定められる掛金の額をいう。

一 (A) に相当する額

二 (B) に相当する額

3 (略)

4 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する額であって、第四十六条の三の規定に基づき定められる掛金の額をいう。

(略)

(リスク分担型企業年金掛金額)

第四十六条の三 リスク分担型企業年金を実施するとき又はリスク分担型企業年金を実施している場合であって(C) (掛金の額に係る規約の変更を行う場合に限る。)におけるリスク分担型企業年金掛金額は、当該リスク分担型企業年金の掛金の額を第四十五条第一項の標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定めることとしたならば当該実施又は当該変更による財政計算において計算されることとなる標準掛金額と補足掛金額とを合算した額とする方法により計算されなければならない。

2 (略)

一 (略)

二 当該再計算において(D) として規約で定める額を前条第一項第一号のリスク対応額とみなして同号の方法により計算した額を追加して拠出する方法

三 (略)

設問2. 確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンスにおいて例示されている予定新規加入者給与総額の算定方法を簡記せよ。なお、数理実務ガイダンスにおいて記載のある算定方法以外の注記(ベースアップに関する注記等)については記載しなくて良い。

設問3. 確定給付企業年金法施行規則に記載されている年金経理から業務経理への繰入れの内容について簡記せよ。

問題5. 次は、A社確定給付企業年金（リスク分担型企业年金ではない制度）の2024年3月31日における年金財政および退職給付会計の状況である。

A社は、退職給付における費用を安定化させるため、確定給付企業年金の給付水準の60%を一律減額し、確定拠出年金（企業型）へ一部移行することを検討しており、当該移行に係る影響額を把握したいと考えている。

確定給付企業年金から確定拠出年金（企業型）への一部移行に伴う影響額の算出にあたり、以下の設問にそれぞれ解答せよ。（8点）

2024年3月31日時点の年金財政の状況

数理債務	65,000百万円
財政悪化リスク相当額	7,000百万円
最低積立基準額	60,000百万円
年金資産	50,000百万円

2024年3月31日時点の退職給付会計の状況

退職給付債務	75,000百万円
年金資産	50,000百万円
未認識数理計算上の差異	6,000百万円
退職給付引当金	19,000百万円

【解答にあたっての前提】

- ・受給者、受給待期者は存在しない。
- ・加入者負担の掛金は存在しない。
- ・他制度掛金相当額は、28,000円である。
- ・現在確定拠出年金（企業型）を実施していない。
- ・将来分だけではなく過去分も含めて確定拠出年金（企業型）に移行するものとして検討する。
- ・確定給付企業年金法施行規則第96条の2に規定される積立金の算定方法は、当該規則の定めによらず、2024年3月31日時点の最低積立基準額を按分基準として用いるものとする。
また、確定給付企業年金法施行令第54条の4に規定される積立金は、当該法令の定めによらず、2024年3月31日の年金資産を使用すること。
- ・2024年3月31日時点において、流動資産・流動負債・支払備金は存在しない。
- ・解答にあたっては、2024年3月31日の年金財政、退職給付会計の諸数値を使用すること。

設問1. 2024年3月31日に確定給付企業年金を60%一律給付減額して確定拠出年金（企業型）へ一部移行した場合、確定給付企業年金からの移換に伴い必要となる掛金の一括拠出額を計算せよ（百万円未満四捨五入）。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。一括拠出が不要な場合は、計算式や過程を記述の上、その旨記載すること。

設問2. 2024年3月31日に確定給付企業年金を60%一律給付減額して確定拠出年金（企業型）へ一部移行した場合の退職給付会計上の特別利益または特別損失を計算せよ（百万円未満四捨五入）。
なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。

設問3. 確定拠出年金（企業型）への移行にあたり、最低積立基準額の算定に用いる予定利率として、「0.5パーセント以内の率」を加算して得た率を設定する場合の取扱いについて、厚生労働省通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の別紙1「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準」の審査要綱に記載されている内容を簡記せよ。

設問4. A社が確定給付企業年金から確定拠出年金（企業型）への移行を見送った場合、2024年12月以降の確定拠出年金（個人型）の拠出限度額（月額）を計算せよ。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。

問題6. 退職給付会計及び税制に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10点)

設問1. 次は、企業会計基準委員会が公表している「企業会計基準適用指針第1号 退職給付制度間の移行等に関する会計処理」に規定する「大量退職」に関する記述である。なお、原文の設例の記載は省略している。①～②の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

大量退職

25. 大量退職は、退職給付制度間の移行又は制度の改訂に起因するものではないが、退職給付債務に相当する額の支払等により退職給付債務を著しく減少させるため、退職給付制度の終了と会計上、類似の事象と考えられる。退職給付債務の減少部分と支払の額との差は、通常の退職の場合、数理計算上の差異として一定の期間にわたり規則的に費用として処理されるが、通常の退職率をはるかに超える大量退職があった場合には、数理計算上の差異として一時の費用としない理由(退職給付会計基準第67項参照)が失われているものと考えられるため、退職給付制度の終了に準じて、当該部分について退職給付債務の消滅を認識することが適当である。

なお、大量退職に該当するか否かは、一律に示すことは困難である。例えば、構成従業員が退職することにより概ね(①)以内に(②)程度の退職給付債務が減少するような場合には、これに該当することが多いと考えられるが、当該企業の実態に応じて判断すべきものである。

(以下略)

設問2. 企業会計基準委員会が公表している「実務対応報告第2号 退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」には、受給権者のみの確定給付企業年金(所謂、閉鎖型年金)への移行時に、特定の場合においては終了に該当すると考えられるため、当該移行の施行日に退職給付制度の終了の会計処理を行うとの記載がある。当該特定の場合の内容を簡記せよ。

設問3. 次は、加入者掛金についての税制に関する説明である。①～②の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

- ・確定給付企業年金の加入者掛金は、(①)控除が認められる。
- ・確定拠出企業年金の加入者掛金は、(②)控除が認められる。

設問4. 次は、退職年金等積立金に対する現時点の法人税の税率(1.0%)の算定根拠である。①～④の空欄に入る数値をそれぞれ記載せよ。なお、①②は整数で、③は小数点以下を切り捨てた整数で、④は小数点以下第3位までで解答せよ。

$$\{(\text{ ① })\% + (\text{ ② })\% \} \times (\text{ ③ })\% \times \frac{1}{(\text{ ④ })} \cong 1.0\%$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{給与所得者の} \\ \text{所得税の平均} \\ \text{上積税率} \end{array} + \text{住民税率} \right\} \times \begin{array}{l} \text{日歩2銭の} \\ \text{利子税率} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{法人住民税と} \\ \text{法人税の割合} \end{array}$$

設問5. 勤続25年のAさんは65歳で定年退職となった。定年退職と同時に確定給付企業年金の加入者の資格を喪失し、老齢給付金（一時金）を1,500万円受け取った。当該給付の受け取りに際し、適用される退職所得控除の金額を算定せよ。

<Aさんに係る前提>

- 確定給付企業年金および（企業型）確定拠出年金が適用されている。
- Aさんが勤務する企業の定年年齢は60歳であったが、Aさんが60歳を迎える前に定年年齢を65歳に変更した。また、その際に、確定給付企業年金の資格喪失年齢を65歳に変更した。
- 40歳から65歳まで継続して勤務しており、定年退職時の確定給付企業年金の加入者期間は25年である。
- （企業型）確定拠出年金の資格喪失年齢は60歳であり、資格喪失時の加入者期間は20年である。
- 60歳で（企業型）確定拠出年金の老齢給付金（一時金）を500万円受け取った。

問題7. 確定給付企業年金に係る財政運営に関し、以下の(1) (2)について答えなさい。

(解答用紙3枚以内) (35点)

- (1) 継続基準上の基礎率(予定利率、予定脱退率、キャッシュバランスプランの指標の予測等)とその実績との乖離が過度に生じることを想定した場合でも、財政の健全性を損なわないために現行の財政運営基準の枠組みの中で可能な対応方法を列挙せよ。
- (2) (1)を踏まえた上で、現行の財政運営基準の枠組みのままで良いと考えるか、もしくは財政運営基準を一部改正して対応するのが望ましいと考えるか等について年金数理人としての所見を記載せよ。なお、後者については、その改正案も記載せよ。